



# 65歳以上の 介護保険料が改正されます

杵藤地区では、今後介護サービスを利用すると予想される人の数などを推計し、必要となる費用などから、65歳以上の人(第1号被保険者)について、第5期(平成24~26年度)の保険料基準額を決定しました。

**杵藤地区の保険料基準額(年額) 58,824円**

※月額では4,902円(従来より588円の増加)

## ●基準額の決まりかた

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{杵藤地区で介護保険給付にかかる費用} \times 0.21 \dots}{\text{杵藤地区の65歳以上の人の数}}$$

65歳以上の人の負担割合(21%)

## ●負担力に応じた段階分け

保険料は、被保険者本人や世帯の所得なども考えた上で、なるべく公平になるようにしています。具体的には、世帯ごとの経済的な負担力によって10段階に分け、各段階で決められた割合を基準額にかけることによって、保険料が決まります。例えば、最も経済的負担力が小さいと考えられる第1段階の場合は、年額で58,824円×0.5=29,412円となります。

段階	被保険者本人や世帯の経済状況	保険料
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税	基準額×0.5=29,412円
第2段階	本人も世帯員も <b>住民税非課税</b>	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超えの人 基準額×0.5=29,412円
第3段階		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超え120万円以下の人 基準額×0.7=41,177円
第4段階		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超えの人 基準額×0.75=44,118円
第5段階		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人 基準額×0.9=52,942円
第6段階	本人は <b>住民税非課税</b> で世帯内に <b>住民税課税者</b> がいる場合	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超えの人 58,824円(基準額)
第7段階	本人が <b>住民税課税</b>	合計所得金額が125万円未満の人 基準額×1.2=70,589円
第8段階		合計所得金額が125万円以上190万円未満の人 基準額×1.35=79,413円
第9段階		合計所得金額が190万円以上300万円未満の人 基準額×1.6=94,119円
第10段階		合計所得金額が300万円以上の人 基準額×1.85=108,825円

問 杵藤地区広域市町村圏組合  
介護保険事務所 業務係直通  
☎ 0954(69)8223  
(市外局番からダイヤルしてください)

○介護保険事務所のホームページ  
<http://www.kitou-web.jp/kaigo/>



問 くらし部 健康課  
☎ (23)9135